

# 令和3年度

## 第9回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年11月24日（水）午後3時00分～午後5時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘           2)柴崎 彰孝           3)國井 久明           4)大橋 徹  
5)谷口 高史           6)長谷川 均           7)内藤 秀幸           8)南 和夫  
9)太田 隆之           10)森本 善明           11)山本 昭雄           12)岩崎 一彦  
14)中山 喜作           15)岸本 光  
(4)高橋 強           (5)藤原 孝治           (6)末廣 信久
5. 議事録署名委員 5)谷口 高史           6)長谷川 均
6. 現地確認 7)内藤 秀幸           8)南 和夫  
(4)高橋 強           (5)藤原 孝治           (6)末廣 信久
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事

|        |                    |     |
|--------|--------------------|-----|
| 第43号議案 | 農地法第3条の規定による許可について | 6件  |
| 第44号議案 | 農地法第4条の規定による許可について | 1件  |
| 第45号議案 | 農地法第5条の規定による許可について | 3件  |
| 第46号議案 | 非農地証明願いの承認について     | 2件  |
| 第47号議案 | 農用地利用集積計画の決定について   | 50件 |
  - 5) 報 告

|        |                      |     |
|--------|----------------------|-----|
| 報告第21号 | 市街化区域内の農地法第5条の届出について | 2件  |
| 報告第22号 | 農地の貸借の合意解約通知について     | 19件 |
  - 6) その他
  - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第9回加東市農業委員会総会11月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。なお、13番臼井委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和3年度第9回11月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、内藤委員、南委員、高橋推進委員、藤原推進委員、末廣推進委員、ありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に5番の谷口委員と6番の長谷川委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第43号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第43号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は農業後継者がいないため農地の売却を検討されていたところ、経営規模拡大を目指す譲受人と話がまとまったので申請されました。譲受人は、必要な機械類を備え、農地も適正に管理されています。

番号2、資料P2に申請地と耕作地位置図をつけております。

申請地は、譲受人の自作地と一体となっており、これまで利用権設定により耕作されている農地で、譲渡人から売却の申出があり申請されました。なお、譲受人の住民登録は〇〇ですが、実家の住宅が申請地の前にあり、毎週来て耕作されており、必要な機械類も備えておられます。

番号3、資料P3に申請地、P3～6に耕作地位置図、P7に営農計画書をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが営農経験が無く管理ができないた

め、隣接地で営農している譲受人に譲渡したいという申請です。なお、申請地は、耕作放棄地として指導していた農地で、資料 P7 の営農計画書にも書いてありますが、除草して隣接農地と一体で耕作するという事です。

番号 4、資料 P8 に申請地位置図、P9 に営農計画書をつけております。

譲渡人は、遠方で管理できないため、農地の売却先を探しておられたところ、譲受人が購入する話がまとまり、申請されました。譲受人は、隣接する空き家も購入し、改築後に転居してこられる予定です。なお、譲受人は、現在耕作面積が 0 m<sup>2</sup>ですが、後ほど審議していただく第 47 号議案「農用地利用集積計画」において、2,924 m<sup>2</sup>の農地に利用権設定する計画ですので、両方が承認されますと、耕作面積は 3,669 m<sup>2</sup>になりまして、下限面積の要件を満たします。

番号 5、資料 P10～11 に申請地と耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で管理ができないため、地元の農家である譲受人に譲渡したいという申請です。なお、この申請にあたり、譲受人の所有地に宅地化した農地があることがわかったので、非農地申請も併せて提出されています。P12～13 の写真が非農地申請に添付されていた現場の写真になります。その他の農地は適正に管理されています。

番号 6 につきましては、申請者からの取り下げの申出がありましたので、議案を取り下げます。後日、改めて申請を出したいというお話です。

これら 5 件の申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当しないため、承認の要件を満たすものと考えます。なお、4 番につきましては、第 47 号議案の農用地利用集積計画が決定され、11 月 30 日の公告後に許可となります。以上で、第 43 号議案の説明といたします。

議 長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

会 長 ○○が、また土地を買おうとしているのですか。

事務局 隣の土地なので、相続人から買ってほしいといったお話があったみたいです。相続したけどかなり荒れていますし、相続人は農業をされないのだから、買ってほしいとおっしゃったようです。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 6 番の議案は、また改めて売買されるということですか。

|        |   |
|--------|---|
| 事務局    | そうですね。〇〇のこの申請地も壊れたハウスがあってかなり荒れている土地なのですが、譲受人の〇〇はここを草刈りしてハウスの骨組みを利用して無農薬野菜をしたいとおっしゃっていますが、ただ〇〇の所有地の中に無断転用されたような場所が見つかりましたので、現在その無断転用したところを農地に復元されていまして、それが出来るまではこの3条申請を一旦保留にしたいと取り下げられました。将来的にはここを買いたいということです。 |
| 委員     | 申請地の〇〇を削られているのですが、大丈夫ですか。7月に雨で土砂が流れていた。〇〇もあるし、土砂災害も気になるので、大丈夫か心配です。   |
| 事務局    | 担当課に確認してみます。  |
| 議長     | 他にご意見ございませんか。   |
| 各委員    | ～意見なし～  |
| 議長     | 意見がないようですので、採決いたします。<br>第43号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。   |
| 各委員    | ～全員挙手～  |
| 議長     | はい、全員挙手にて、第43号議案については、原案のとおり許可することとします。<br>続きまして、第44号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。  |
| 事務局    | ～第44号議案を朗読～   |
| 議長     | この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。   |
| 現地調査委員 | 農地法第4条の現地調査の結果を報告します。<br>第44号議案、番号1の〇〇は、〇〇の南西約150mにあり、現場は宅地でありました。<br><br>以上、報告を終わります。  |
| 議長     | はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。  |
| 事務局    | 番号1、資料P18に申請地位置図とP19に土地利用計画図をつけており  |

ます。

申請人は、自宅の駐車場が狭いため、居宅の隣にある農地を駐車場に転用したいという申請です。なお、申請地の一部に昭和53年頃に車庫を設置されており、始末書を添付されています。今回、その車庫は撤去し、全体を転用して奥に車庫を建て直して、前面は露天駐車場にする計画です。

申請地は、農業振興地域の農用地外で、第3種農地に該当すると考えます。土地改良区は区域外です。

この申請につきましては、農地法第4条第6項に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第44号議案の説明とさせていただきます。

議長

内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員

～意見なし～

議長

意見がないようですので、採決いたします。

第44号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

～全員挙手～

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第45号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第45号議案を朗読～

議長

この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。

現地調査委員

農地法第5条の現地調査の結果を報告します。

第45号議案、番号1の〇〇は、〇〇の北約100mにあり、現場は放棄田でありました。

続きまして、番号2の〇〇は、〇〇の北約100mにあり、現場は放棄田でありました。

続きまして、番号3の〇〇は、〇〇の北約100mにあり、現場は放棄田でありました。

以上、報告を終わります。

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | はい、ありがとうございます。続いて、内容の説明をお願いします。   |
| 事務局 | <p>番号1～3は、関連していますので一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、いずれも太陽光発電事業を行っている法人で、事業拡大のため、申請地を取得して太陽光発電用地に転用したいという申請です。なお、2つの法人は関連会社です。</p> <p>1番は資料P20の地図の〇〇の周りの3筆で、資料P21が利用計画図です。2番はP20の〇〇の横に並んでいる2筆で、P22が利用計画図です。3番はP20の〇〇の2筆でP23が利用計画図です。</p> <p>P20の住宅地図が少し古いため描かれていませんが、実際は〇〇を挟んだ反対側と、右上方には、既に太陽光発電が設置されています。申請地は、開拓地で農業振興地域の農用地外で、長年耕作されておらず指導をしていたところになります。1番と2番の譲渡人は同一世帯の親子です。3番は、譲渡人2人の土地にまたがって太陽光発電を設置しますので、申請はひとつになっております。第2種農地に該当すると考えます。東播土地改良区は決済済みです。</p> <p>この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第45号議案の説明とさせていただきます。</p> |
| 議 長 | 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。   |
| 委 員 | 太陽光を先に設置されてしまって池の工事ができなくて、進入路がなくなってしまうところも他の地区であります。池に進入できることも考えて設置されるのでしょうか。   |
| 会 長 | 地区の同意書はないのですか。  |
| 事務局 | 地区の同意はもらわれています。今回の意見については資料のP20を見て頂いたら分かるように、下から上に道があるのですが、太陽光を設置するところが池の上手になりますので、下から入る進入路が使えるのかなとは思いますが。今回は農地ですので、農地転用が出てきていますが、地目が山林や原野でしたら農業委員会は関係なく設置されますが、その場合でも生活環境課で申請は必要です。そのときには地区で説明会をされたり、地区の同意をもらわれたり、太陽光をすると地面が更地なので雨が降った場合の排水はどうするのかといった話も生活環境課の環境条例で農地法よりも詳しい書類を出すことになると思います。   |
| 委 員 | 資料P21～23の会社名が番号2と3で逆になっていますが、間違いですか。  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 間違えています。  |
| 委員  | 昔はその形でしようとしていたのではないのでしょうか。市の環境条例の関係で、あえて名前を変更したのではないか。環境条例の手続きはされていますか。   |
| 事務局 | 生活環境課からは、合議をしているなかで環境条例の届出書の提出であるとか、開発の関係の手続きが必要かどうかの協議をするようにという意見を3件とももらっています。転用の許可後になるかもしれませんが、きっちり生活環境課と協議して、環境条例の手続きはしていただくことになります。 |
| 委員  | この業者が周辺で既に太陽光発電を設置している可能性はあると思うのですが。  |
| 事務局 | 周辺でも何か所かはされています。  |
| 委員  | 何か所かしているのは、すべて生活環境課で手続きをしていますか。   |
| 事務局 | 申し訳ございませんが、確認を取らないとすぐには分かりません。  |
| 委員  | 生活環境課で手続きをしているなら、そこまで悪い業者ではないと思いますので、今後もきちんとすると思います。  |
| 委員  | 池を改修するときには池に進入できるように協議されているか確認してほしい。  |
| 事務局 | 業者に池のことについて地区と将来のことを含めて協議しているか確認させていただきまして来月の委員会で報告させていただきます。   |
| 議長  | 他にご意見ございませんか。   |
| 各委員 | ～意見なし～  |
| 議長  | 意見がないようですので、採決いたします。<br>第45号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。                                     |
| 各委員 | ～全員挙手～  |
| 議長  | はい、ありがとうございます。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。  |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>続きまして、第 46 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>  |
| 事務局    | <p>～第 46 号議案を朗読～</p>  |
| 議長     | <p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>  |
| 現地調査委員 | <p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。<br/> 第 46 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の東約 150m にあり、現場は宅地でありました。<br/> 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の南西約 400m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>   |
| 議長     | <p>はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>番号 1、資料 P11 に位置図、P12～13 に現況写真をつけております。<br/> 申請地の〇〇は、昭和 37 年頃に申請人の父が住宅を建てられ、〇〇は昭和 40 年頃に物置を建てて平成 3 年頃に老朽化で取り壊した後は露天駐車場として使われてきたということです。今回、第 43 号議案で審議いただいたとおり農地を購入されるにあたり、地目が農地のままであることがわかったので、非農地証明を申請されました。</p> <p>番号 2、資料 P24 に位置図、P25～26 に現況写真をつけております。<br/> 申請地の〇〇は、昭和 63 年頃に農業倉庫を建てられ、その他の土地は昭和 40 年頃には住宅敷地の一部となっていたということで、このたび、農地中間管理機構に農地を貸し出される手続きをされる中で、地目が農地のままであると知り、現況と合わせるために申請されました。<br/> 以上、2 件の申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 46 号議案の説明とさせていただきます。</p> |
| 議長     | <p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>  |
| 委員     | <p>〇〇の〇〇というのが農地ですけれども、この方の住所になっておりますがよろしいですか。〇〇に家が建っていてそれを壊して〇〇に建てられたような気がしますが、住所表記が変わっていません。</p>   |
| 事務局    | <p>住所は〇〇で住民登録されておりますが、実際〇〇は今日、現地調査し</p>   |



ましたが何も建っていませんでした。転居届は出されていないのかもしれないです。

土地の地番と合っていないことに問題があるかどうかは、住民基本台帳法になりますので農業委員会では詳しいことは分かりません。できれば住んでいる地番に合わせるべきものだと思いますが、違っているから即違反になるのかは分かりません。

証明書をお渡しするときに、アドバイスとして動かした方がいいとお伝えしておきます。

議 長 他にご意見ございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第 46 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 46 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、第 47 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 47 号議案を朗読～

議 長 続いて、内容の説明をお願いします。

事務局 P8 の番号 1 から P11 の 19 番までは、賃貸借権の新規設定です。

続いて、20 番から P12 の 29 番までは、賃貸借権の更新です。

P13 の 30 番から P15 の 45 番までは使用貸借権の新規設定です。

なお、44 番と 45 番がさきほど第 43 号議案の 4 番で許可をいただいた〇〇の利用権設定で、〇〇と〇〇から合わせて 2,924 m<sup>2</sup>の農地を借りられます。

続いて、46 番から 49 番までは、使用貸借権の更新です。

P16 の 50 番は、ひょうご農林機構が〇〇の農地に中間管理権を新規設定するもので、機構が賃貸借で借り上げ、〇〇の〇〇という法人に貸し付けされます。ちなみにこの法人は〇〇で 60 町余りを耕作されている法人ですが、農地所有適格法人ではないので、解除条件付き賃貸借で契約されるということです。一般法人が借りられる場合は、農地を適切に管理しない場合は解約するという解除条件がついた賃貸借で契約されるそうです。

全体が、P7 の集計表です。なお、カッコ書きは内数で、ひょうご農林

機構の中間管理事業分をカッコ書きしております。

賃貸借権の設定が 30 件、90 筆、153,241 m<sup>2</sup>です。件数「30 件」の下に（1 件）、筆数「90 筆」の下に（14 筆）、面積「153,241 m<sup>2</sup>」の下に（18,053 m<sup>2</sup>）の記入が漏れていますので、ご記入ください。申し訳ございません。

使用貸借権の設定が 20 件、38 筆、39,827 m<sup>2</sup>。

合計 50 件、128 筆、193,068 m<sup>2</sup>に利用権が設定され、11 月 30 日に公告される予定です。

以上で、第 47 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

会 長 ○○はやめてしまうのですか。

事務局 ○○だけでなく、他の方も機構へ貸して一部は○○の方が借受けると、村全体で中間管理事業を利用されるということで農会長さん中心に動かれています。

議 長 他にご意見ございませんか。

委 員 利用権設定を審査する上で、30 a という制限がありますか。

事務局 皆さんに審議していただいております農地法第 3 条については下限面積 30 a というものがありますが、利用権設定については下限面積といった制限は特になかったかと思えます。

借受ける方は、地域の標準的な農家でないといけないといったものはありますが、きっちりとした 30 a とか 50 a といった数字の縛りはなかったかと思えます。

農地法も 30 a とありますが、例えばその人の田んぼに隣接している場合などの除外要件といった特例もあります。

委 員 30 a というのがないのであれば、何を根拠に利用権設定を審査すればいいかわかりません。

事務局 利用権設定を受けられる方の氏名や住所、農地の地番を見ていただいて、そこで判断していただく形になります。すべての情報がここに入っているわけではないので、なかなか難しいところではあります。

委 員 それだけでは近所の方が借りられるということくらいしか分からず、審査できないので、何を根拠に適正としているのかだけでも教えてもらえればと思います。

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 実際に書類を審査しているのは農政課ですので、利用権設定の要件なども含めて話をさせていただいて、どのような形になるか分かりませんが、資料の配布等をさせていただきます。   |
| 議長  | 他にご意見ございませんか。  |
| 各委員 | ～意見なし～   |
| 議長  | 意見がないようですので、採決いたします。<br>第 47 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。   |
| 各委員 | ～全員挙手～   |
| 議長  | はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 47 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。<br>続きまして報告事項に入ります。報告第 21 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。  |
| 事務局 | ～報告第 21 号を朗読～  |
| 議長  | 続いて、内容の説明をお願いします。  |
| 事務局 | 番号 1、資料 P27 に位置図をつけております。<br>申請地を一般住宅と露天駐車場にするための届出を受理しました。<br>番号 2、資料 P28 に位置図をつけております。<br>申請地を一般住宅用地にするための届出を受理しました。<br><br>以上 2 件の届出については、添付書類等は完備されておりますので、専決処理により、1 番は 10 月 20 日付け、2 番は 10 月 18 日付けで受理通知書を交付しました。<br><br>以上で、報告第 21 号の説明といたします。 |
| 議長  | 内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。<br>続きまして、報告第 22 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。  |
| 事務局 | ～報告第 22 号を朗読～  |
| 議長  | 続いて、内容の説明をお願いします。  |

事務局

番号 1 と 2 は、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。

番号 3 は、双方合意により無条件で使用貸借の利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。

番号 4 は、双方合意により無条件で使用貸借の利用権を解約し、解約後は所有者が自作されます。

番号 5 は、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後は、第 43 号議案で許可いただいたとおり、借り人が購入されます。

番号 6 と 7 は、双方合意により無条件で使用貸借の利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。

番号 8 は、双方合意により無条件で使用貸借の利用権を解約し、解約後は所有者が自作されます。

番号 9 から P21 の番号 17 までは、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。

番号 18 と 19 は、双方合意により無条件で賃貸借の利用権を解約し、解約後はそれぞれ所有者が自作されます。

以上で、報告第 22 号のご説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。

次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

何点か事務局からご連絡させていただきます。まず 10 月の終わりと 11 月初めに実施させていただきました、農地パトロールの結果の一覧表を机にお配りしております。1 班から順に全ての班の分を載せさせていただいております。右から 2 つ目の R3 結果というのが実際に見ていただいた結果になっております。勧告や意向調査、保全、指導と何種類かありますが、この結果を元に 11 月中に所有者や耕作者宛てに通知をさせていただく予定にしております。送らせていただく文書ですが、同じく机の上に様式の例を置かせていただいております。まず、様式 1 ということで勧告書になっております。こちらは今年の農地パトロールで意向調査といいまして、今後そこの農地をどう利用されますかというような意向の調査をさせていただいているところで、特にどうするといった返事がなかったところについて、今回、現地を確認させていただいて、特に変化がなかったところに対して、中間管理に貸す等の手続きをするように勧告するものになります。勧告をさせていただいてからも特に何も動きがない場合は、課税強化といいまして固定資産税を 1.8 倍にする手続きをこちらで税務課にお願いするというようなことになっております。次が意向調査の様式になっておりまして、長年指導してきていると

ところで、ずっと放置されているようなところを今後どう利用されるかという意向を調査するものになっております。利用意向については、①～④まで選択肢がございまして、中間管理事業を利用する、自分で所有権移転や利用権設定で貸す手続きをする、自作するなどがあります。それらを記入して、こちらに回答をいただくこととなります。次に指導文書ということで、草刈りであるとか適正に管理してくださいといった、通常の指導文書になります。次は、パトロールをしていただいた中で、ここは農地に復元するのは困難だろうと判断していただいたところもあったかと思えます。そういったところにつきまして、非農地証明の手続きをしてくださいというような文書になっております。今お話しした4種類の文書ですが、それぞれ個別に内容は変わりますが、結果に基づいて11月中旬に文書を送る予定にしております。パトロールの結果については以上です。

次に、お手元にDVDをお配りさせていただいております。中間管理の制度説明のDVDになっておりまして、委員さんに渡してほしいということで機構から預かりましたので皆様にお配りさせていただいております。もし興味がございましたら見ていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、先月に〇〇で農地を貸付け、もしくは売りたいということで〇〇から申出があった農地ですが、〇〇から地区のほうで無事に相手が見つかりましたとのご連絡がありましたので、報告させていただきます。また、年末が近づいてまいりまして、手帳を県のほうへ注文しております。5月に農業委員手帳をお配りしたかと思えますが、その来年度の分が今日には間に合いませんでしたが、来月にはお配りさせていただきます。

事務局からは以上になります。

議 長 何かご質問等はございませんか。

各委員 ～質問なし～

議 長 本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第9回総会11月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 谷口 高史

---

議事録署名委員 長谷川 均

---